

「2022年度第5・6回八王子ビートレインズU15」
トライアウト開催にあたって

新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

2022.6.27(Mon) & 7.25(Mon)



このガイドラインはクラブの判断のもと内容の変更、および停止する場合がございます。

はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染の予防及び対策について、2022年度第5・6回八王子ビートレインズU15トライアウト生(以下、トライアウト生)やその保護者に推奨する手順を示すものです。

当日のトライアウトに関わる一人一人が新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動をとっていくことで、感染リスクを最大限回避することが出来ます。

お子様が「安心・安全」に活動できる環境を作るために皆様のご理解とご協力をお願い致します。



感染経路について

(1)飛沫感染(咳・くしゃみ・おしゃべりによる感染)

通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが体外から排出され、それを吸入することで感染が生じます。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態(手が届く範囲)における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があります。

(2)接触感染(手で触れることによる感染)

咳・くしゃみ・おしゃべりによって体外に排出されたウイルスが、手指などを介して粘膜(口、鼻、目など)から体内に侵入し感染が成立します。咳・くしゃみ・おしゃべりで排出されたウイルスは条件次第では、数日に渡って生き続けることもあります。

感染防止対策①

八王子ビートレインズU15では以下の感染予防を対策として取り組んで参ります。
※ご理解・ご協力いただけない場合は、参加をお控え頂く場合がございます。

<移動時>

- ・家からトライアウト会場等の施設までの移動中、及び施設内(活動中は除く)はマスクの着用をお願いいたします。

<受付時>

受付時に下記の必要書類をご提出ください。

①「体調チェック表」(当日の体調チェック) ※見学者も提出必要

※37.5℃以上ある場合はトライアウトの参加はできません。別日をご案内しますので、次の連絡先へご連絡ください。

(前日まで：042-649-4440 当日：070-3830-8741)

②「新型コロナウイルス感染症対策に関する誓約書」 ※見学者の提出必要

- ・体育館到着後は必ず手洗い・うがい※(1)、手指の消毒、施設内でのマスク着用の徹底、咳エチケットをお願いいたします。
- ・使用するボールの消毒を徹底します。
- ・施設内の滞在時間を縮小するため、体育館には受付開始の5分前の到着、活動後の速やかなご帰宅をお願いいたします。
- ・保護者様の見学は可能とします。見学者も必要書類を必ず提出してください。
※当日の現場のコーチ・スタッフの指示に従い、ソーシャルディスタンスの確保等のご協力をお願いいたします。

感染防止対策②

<トライアウト時> ※U15トライアウトでは以下の内容に配慮して実施します。

- ・選手同士の必要のない接触は極力回避します。
- ・選手同士の間隔は必要な場合を除き、極力確保して行います。
- ・マスクを着用していない際の選手同士の必要のない会話は極力控えてください。
- ・コーチ陣につきましては必要な場合を除きマスクを着用します。
- ・休憩時間または練習メニュー転換時に手指消毒、ボールや用具の消毒も可能な限り行います。
- ・ビブスなどのウェア類は共有しません。選手同士のドリンクの共有もお控えください。
- ・体育館の換気も徹底します。

※コロナウイルス感染状況を鑑み、マスクを着用してのトライアウト受講をお願いする場合がございます。
あらかじめご了承ください。

<トライアウト後>

トライアウト当日から2週間以内に新型コロナウイルス感染症の「疑いがある症状」もしくは「陽性」が認められた場合は、当クラブに必ずご報告してください。

連絡先：042-649-4440

情報開示について

「新型コロナウイルス感染症」に感染時の情報開示にあたっては感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発症状況などを積極的に公表することを求められています。(感染症法16条)
つきましては、当該感染時には保健所及び自治体に対しての情報開示を行います。
その後、クラブとして以下の事項に留意し、リリース等公式に発表致します。(濃厚接触時も含む)

留意点：

感染者だけでなく、家族等に対するいわれのない差別や偏見を防ぎ、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意します。

個人名の開示は原則非公開としますが、感染者本人に公開の意志がある場合はこれを尊重する場合がございます。その場合は家族、関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮し、当事者と十分に協議したうえで判断するものとします。

※従業員から感染者が出た企業に対して、保健所が公表を指示することはありません。

また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分に配慮し、保健所と連携することが求められています。